

「医療機関等におけるサイバーセキュリティ対策 チェックリスト」等について

1. 「医療機関等におけるサイバーセキュリティ対策チェックリスト」について
2. 「医療情報システムの契約における当事者間の役割分担等に関する確認表」について

令和6年度版 医療機関等におけるサイバーセキュリティ対策チェックリスト

令和6年度版 医療機関におけるサイバーセキュリティ対策チェックリスト

医療機関確認用

	チェック項目	確認結果 (日付)	備考
医療情報システムの有無	医療情報システムを導入、運用している。 (「いいえ」の場合、以下すべての項目は確認不要)	はい・いいえ (/)	

	チェック項目	確認結果 (日付)			備考	R5年度項目
		1回目	目標日	2回目		
		1 体制構築	医療情報システム安全管理責任者を設置している。(1-(1))	はい・いいえ (/)		
2 医療情報システムの管理・運用	医療情報システム全般について、以下を実施している。					
	サーバ、端末PC、ネットワーク機器の台帳管理を行っている。(2-(1))	はい・いいえ (/)	(/)	はい・いいえ (/)		※
	リモートメンテナンス(保守)を利用している機器の有無を事業者等に確認した。(2-(2)) ※事業者と契約していない場合には、記入不要	はい・いいえ (/)	(/)	はい・いいえ (/)		※
	事業者から製造業者/サービス事業者による医療情報セキュリティ開示書(MDS/SDS)を提出してもらう。(2-(3)) ※事業者と契約していない場合には、記入不要	はい・いいえ (/)	(/)	はい・いいえ (/)		※
	サーバについて、以下を実施している。					
	利用者の職種・担当業務別の情報区分毎のアクセス利用権限を設定している。(2-(4))	はい・いいえ (/)	(/)	はい・いいえ (/)		※
	退職者や使用していないアカウント等、不要なアカウントを削除している。(2-(5))	はい・いいえ (/)	(/)	はい・いいえ (/)		※
アクセスログを管理している。(2-(6))	はい・いいえ (/)	(/)	はい・いいえ (/)		※	

2 医療情報システムの管理・運用	セキュリティパッチ(最新ファームウェアや更新プログラム)を適用している。(2-(7))	はい・いいえ (/)	(/)	はい・いいえ (/)		
	バックグラウンドで動作している不要なソフトウェア及びサービスを停止している。(2-(9))	はい・いいえ (/)	(/)	はい・いいえ (/)		
	端末PCについて、以下を実施している。					
	利用者の職種・担当業務別の情報区分毎のアクセス利用権限を設定している。(2-(4))	はい・いいえ (/)	(/)	はい・いいえ (/)		
	退職者や使用していないアカウント等、不要なアカウントを削除している。(2-(5))	はい・いいえ (/)	(/)	はい・いいえ (/)		
	セキュリティパッチ(最新ファームウェアや更新プログラム)を適用している。(2-(7))	はい・いいえ (/)	(/)	はい・いいえ (/)		
	バックグラウンドで動作している不要なソフトウェア及びサービスを停止している。(2-(9))	はい・いいえ (/)	(/)	はい・いいえ (/)		
	ネットワーク機器について、以下を実施している。					
	セキュリティパッチ(最新ファームウェアや更新プログラム)を適用している。(2-(7))	はい・いいえ (/)	(/)	はい・いいえ (/)		※
	接続元制限を実施している。(2-(8))	はい・いいえ (/)	(/)	はい・いいえ (/)		※
3 インシデント発生に備えた対応	インシデント発生時における組織内と外部関係機関(事業者、厚生労働省、警察等)への連絡体制図がある。(3-(1))	はい・いいえ (/)	(/)	はい・いいえ (/)		※
	インシデント発生時に診療を継続するために必要な情報を検討し、データやシステムのバックアップの実施と復旧手順を確認している。(3-(2))	はい・いいえ (/)	(/)	はい・いいえ (/)		
	サイバー攻撃を想定した事業継続計画(BCP)を策定している。(3-(3))	はい・いいえ (/)	(/)	はい・いいえ (/)		

サイバー攻撃を想定した事業継続計画（BCP）のための確認表等

サイバー攻撃を想定したBCP策定のための確認表等 作成の経緯

- サイバー攻撃が増加する近年の状況を踏まえ、「医療情報システムの安全管理ガイドライン」においては、医療サービスを提供し続けるための事業継続計画（BCP）として、医療機関がサイバー攻撃を非常時と判断するための基準、手順、判断者及び復旧への手順をあらかじめ定めておくことと明記されている。
- また、医療機関への立入検査の際に利用される「医療機関等におけるサイバーセキュリティ対策チェックリスト」においても「サイバー攻撃を想定したBCP」を令和6年度中に策定することとしており、サイバー攻撃によるシステム障害発生時に備えたBCP作成を医療機関に求めている。
- さらに、2024年度診療報酬改定において、「非常時を想定した医療情報システムの利用が困難な場合の対応や復旧にいたるまでの対応についてBCPを策定すること」が診療録管理体制加算の要件となっている。
- しかしながら、令和6年に厚生労働省が実施した「病院における医療情報システムのサイバーセキュリティ対策に係る調査（調査機関：令和6年2月1日～3月8日）」においては、サイバー攻撃によるシステム障害発生時に備えてBCPを策定している医療機関は27%にとどまり、その策定状況は十分ではない事が明らかになった（調査対象医療機関数8171、有効回答数5353施設）。（参考：令和5年調査時23%）
- そのため、サイバー攻撃を想定した医療機関における策定の一助となるよう、BCP策定のための確認表等を厚生労働科学特別研究事業において作成した（令和6年6月6日付け事務連絡「「サイバー攻撃を想定した事業継続計画（BCP）策定の確認表」について」）。

令和5年度厚生労働科学特別研究事業「医療機関におけるサイバー攻撃対応のための事業継続計画（BCP）の普及に向けた研究」

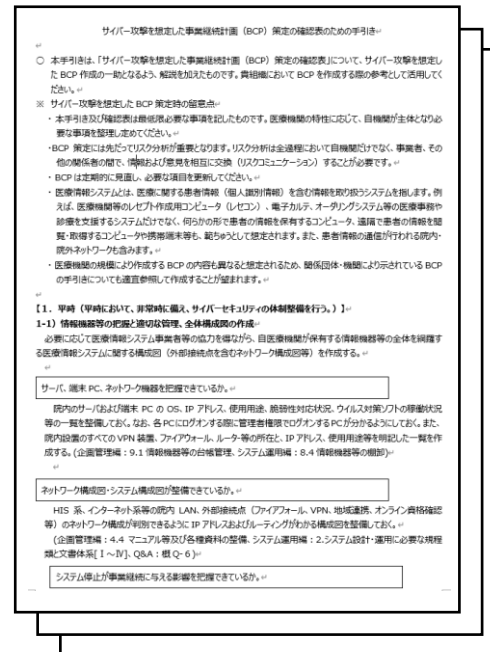
サイバー攻撃を想定した事業継続計画（BCP）のための確認表等

サイバー攻撃を想定した事業継続計画（BCP）策定のための確認表、確認表の解説を加えた「サイバー攻撃を想定したBCP策定の確認表のための手引き」及び「サイバー攻撃を想定したBCPのひな形」を作成。

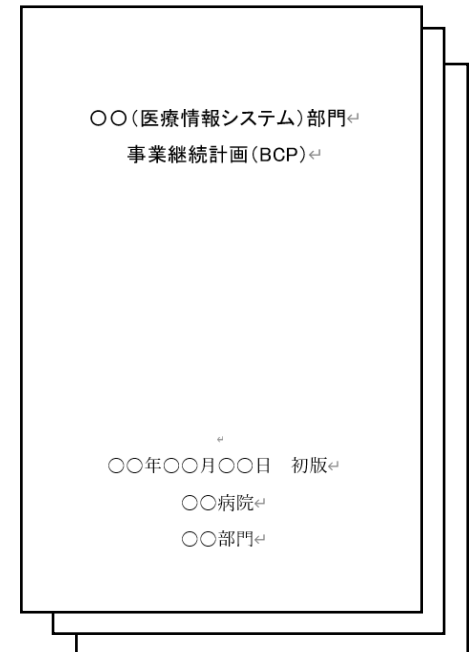
サイバー攻撃を想定したBCP策定のための確認表

項番	大項目	確認項目	確認欄
1	平時（平時において、非常時に備え、サイバーセキュリティの体制整備を行う。）		
1-1	情報機器等の把握と適切な管理、全体構成図の作成	サーバ、端末PC、ネットワーク機器を把握できているか。	
		ネットワーク構成図・システム構成図が整備できているか。	
		システム停止が事業継続に与える影響を把握できているか。	
		サーバ、端末PC、ネットワーク機器の脆弱性への対応ができているか。	
1-2	非常時に備えたサイバーセキュリティ体制の整備とリスク検知のための情報収集	インシデント発生時における組織内と外部関係機関（事業者、厚生労働省、警察等）への連絡体制図が整備できているか。	
		リスク検知のための情報収集体制が整備できているか。	
		教育訓練が実施できているか。	
		バックアップの実施と復旧手順が確認できているか。	
2	検知（医療情報システム等の障害が見受けられる場合は、早期に医療情報システム部門へ報告し、異常内容の事実確認を行う。）		
2-1	システム異常の報告先の把握	異常時の連絡体制図が全職員に把握されているか。また、連絡先等を速やかに取得できるか。	
2-2	システム異常の検知	院内で発生した異常が院内職員によって検知できるか。	
2-3	CSIRT/経営者によるシステム異常の検知	院内職員から発出されたサイバー被害情報が組織を通じて速やかにCSIRT（対応者）ならびに意思決定者まで到達するか。	
3	初動対応（迅速に初動対応を進めて、サイバー攻撃による被害拡大の防止や診療への影響を最小限にする。）		
3-1	原因調査（必要に応じて事業者に依頼）	原因調査のため、「ネットワーク機器やケーブル等の調査」「電源系統、ブレーカー、ハードウェア等の調査」等が実施できるか。また、必要に応じて事業者に依頼できる体制になっているか。	
3-2	事業者等への連絡と作業履歴の確認	事業者等への連絡と作業履歴の確認ができるか。	
3-3	被害拡大防止	被害拡大防止に向けた対応ができるか。	
3-4	経営層への報告、経営層による確認と指示、組織内周知と対応	経営層がサイバー攻撃兆候等を認める際の組織内報告を受け、医療情報システム使用中等の指示を判断できるか。	
3-5	被害状況等調査（フォレンジック調査＋証拠保全）と被害状況等の報告	被害状況等調査（フォレンジック調査＋証拠保全）と経営層への被害状況等の報告ができるか。	
3-6	組織対応方針確認と外部関係機関への報告等の対応	組織対応方針を確認できるか。	

サイバー攻撃を想定したBCP策定のための確認表



サイバー攻撃を想定したBCPのひな形



2024/6/6 HP公表

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000516275_00006.html

サイバー攻撃を想定した事業継続計画（BCP）のための確認表等

イメージ

すでに各施設で策定されているBCP

組織全体のBCP

サイバー攻撃を想定したBCPは何を作ればいいかわからない

部門BCP

部門BCP

部門BCP

システム部門BCP

事業継続のための方針・基準に関する記載の例

- サイバー攻撃を受けた際に医療機関等が医療サービス提供を継続する方法の記載
- 段階毎に医療情報システムをどのように利用・切り替え・縮退するかの記載 など

医療情報システム部門の継続・復旧手順に関する記載の例

- 医療情報システムや医療機器等の障害が見受けられる場合に、早期に医療情報システム安全管理責任者へ報告し、異常内容の事実確認を行う記載
- 迅速に初動対応を進めて、サイバー攻撃による被害拡大の防止や診療への影響を最小限にする記載
- 医療情報システムのベンダ及びサービス事業者等と協力して短時間で復旧を行う記載 など

参考：2024年度診療報酬改定

【診療録管理体制加算1】（新設）140点

・非常時を想定した医療情報システムの利用が困難な場合の対応や復旧にいたるまでの対応について業務継続計画（BCP）を策定し、少なくとも年1回程度、定期的に訓練・演習を実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて改善に向けた対応を行っていること。

サイバー攻撃を想定した事業継続計画（BCP）策定の確認表を参考にする範囲
※ 医療情報システム部門のない医療機関についても、適宜参考として作成。

組織全体のBCP

医療情報システム部門のBCP

1. 「医療機関等におけるサイバーセキュリティ対策チェックリスト」について
2. 「医療情報システムの契約における当事者間の役割分担等に関する確認表」について

「医療情報システムの契約における当事者間の役割分担等に関する確認表」

- 近年の医療機関における情報セキュリティインシデント発生時の課題として、医療情報システムに関する契約の際に、医療機関と医療情報システム・サービス事業者との役割分担等が適切に協議されていなかったことが挙げられる。
- 契約上役割分担等が曖昧な点について、可能な限り、事前に双方の役割分担等について取り決め、有事の際に即座に対応できるよう、契約の段階で合意形成文書（契約書やサービス・レベル合意書（SLA）等）に落とし込むことが重要である。役割分担等を事前に取り決め、医療情報システム全体を漏れなく俯瞰的にとらえることは、情報セキュリティインシデントの予防にもつながるものと考えられる。
- こうしたことから、医療情報システムの契約において、医療機関と事業者が役割分担等を協議する上で必要な項目について、具体化を図ることを目的として、総務省・経済産業省・厚生労働省において「医療情報システムの契約のあり方等に関する有識者委員会」を開催し、確認表として取りまとめた。

医療情報システムの契約における当事者間の役割分担等に関する確認表

医療情報システムの契約における当事者間の役割分担等に関する確認表

Part 1 主に医療機関が実施する項目

（契約を締結する上で医療機関が主体となって、必要に応じてシステム関連事業者の協力を得ながら実施することが望ましい項目の例）

*が付けられている用語については、別添の「用語の解説」を適宜参照すること。

項番	項目	内容	初回確認 (/)	完了日 (日付)	備考欄
A 事業者選定・事業者管理					
1	事業者からの開示資料の確認	事業者から開示を受けたサービス仕様適合開示書*1等（MDS/SDS*2、MDS2*3等）を確認しているか。	はい・いいえ	(/)	
2	事業者管理	①事業者との契約・協働体制を把握・管理できているか。	はい・いいえ	(/)	
		②医療情報を第三者提供する場合の管理体制が整備されているか。	はい・いいえ	(/)	
B 医療機関の内部体制					
1	「医療情報システムの安全管理に関するガイドラ	「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を確認した	はい・いいえ	(/)	

Part 2 医療機関と事業者が共同で実施する項目

（技術的な対策等医療機関だけでは実施することが困難な事項で、役割分担等を明確にしておくことが望ましい項目の例）

*が付けられている用語については、別添の「用語の解説」を適宜参照すること。

項番	項目	内容	初回確認 (/)	完了日 (日付)	備考欄
A 共通					
1	「医療情報を取り扱う情報システム・サービスの提供事業者における安全管理ガイドライン」の確認	事業者は「医療情報を取り扱う情報システム・サービスの提供事業者における安全管理ガイドライン」を確認する。	はい・いいえ	(/)	
2	複数事業者間の役割分担	医療機関が複数事業者と契約する場合における、事業者間の役割分担及び抜け漏れがないことを確認する。	はい・いいえ	(/)	

2024/6/3 HP公表

[https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/medical information_system/index.html](https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/medical_information_system/index.html)

「医療情報システムの契約における当事者間の役割分担等に関する確認表」の利用イメージ

具体的には、以下の例のように、新規契約等で機器の導入が医療機関において発生した場合に、新規で契約を行う事業者や既存で契約を行っている事業者と医療機関の間で役割分担の抜けがないように、確認表を用いて保守・運用等の契約内容について相互に調整等を行い取り決める。

(例) 既にレセプトシステム (A事業者) を導入しており、新たに電子カルテシステムを導入するためにB事業者と契約を締結する場合

- ・ 医療機関は、確認表等を用いて、保守・運用等、既存の契約内容をA事業者を確認する。
- ・ 加えて、電子カルテシステムの導入に際して、確認表等を用いて、B事業者との契約内容を確認する。

※ 事業者間の役割及び抜け漏れがないように、電子カルテシステム構築段階から事業者間で相互調整等を行う。
B事業者は、医療機関との新規契約の中で、A事業者との相互調整の必要性等について検討を行う。
A事業者は、医療機関との既存契約の中で、B事業者との相互調整の必要性等について検討を行う。

